SANTO CO.,LTD.

最終更新日:2018年10月5日 株式会社 三東工業社

代表取締役社長 奥田 克実 問合せ先:総務部 077 - 553 - 1111 証券コード:1788

http://www.santo.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1.基本的な考え方

当社は、健全で透明性が高く、経営環境の変化に迅速かつ的確に対処できる経営体制の確立を重要な経営課題の一つとして考えております。会社の機関としては、会社法に規定する株主総会、取締役会、監査等委員会および会計監査人を設置しております。

取締役会は9名(うち監査等委員である取締役3名)で構成され、毎月1回の定例取締役会と必要に応じて臨時の取締役会を開催し、経営上の意思決定を行っております。監査等委員である取締役は、取締役会その他の重要な会議に出席して取締役の職務執行について厳正な監視を行っております。また、監査等委員会を開催することにより、監査等委員である取締役間の情報共有および意志疎通を図るほか、会計監査人より監査実施結果等に関し適宜説明を受けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づ〈開示】 更新

(取締役会の実効性評価)

当社では、取締役会の機能を向上させ、ひいては企業価値を高めることを目的として、取締役会の実効性につき、自己評価・分析を実施しております。

自己評価・分析につきましては、外部機関の助言を得ながら以下の方法で行いました。

平成30年5月に取締役会の構成員であるすべての取締役(監査等委員を含む)を対象にアンケートを実施しました。回答方法は外部機関に直接回答することで匿名性を確保いたしました。外部機関からの集計結果の報告を踏まえたうえで、平成30年6月の定時取締役会において、分析・議論・評価を行いました。その結果の概要は以下のとおりです。

アンケートの回答からは、取締役会の構成や会議運営に関する事等、概ね肯定的な評価が得られており、取締役会全体の実効性については確保されていると認識いたしております。

一方で、取締役会議において参加者に発言を促し、さらに自由闊達で建設的な議論や意見交換をしようという意見が出され、取締役会の機能の 更なる向上、議論の活性化に向けた課題についても共有いたしました。

今後、当社の取締役会では本実効性評価を踏まえ、課題について十分な検討を行ったうえで迅速に対応し、取締役会の機能を高める取り組みを継続的に進めてまいります。

2.資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社東物産	88,090	12.84
合同会社M&S	83,800	12.21
三東工業社従業員持株会	32,750	4.77
株式会社滋賀銀行	28,000	4.08
中川 徹	25,067	3.65
佐藤 兼義	21,800	3.17
東 一孝	18,100	2.63
大西 藤司	16,500	2.40
太洋基礎工業株式会社	16,000	2.33
中川 瑞子	15,256	2.22

支配株主	(親会社を除く)	の有無
------	----------	-----

親会社の有無

なし

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	6月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員 数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	2名

会社との関係(1)

—————————————————————————————————————			会社との関係()									
以 有	属性	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
津田 穂積	公認会計士											
山本 泰造	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d. e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)^{更新}

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
津田 穂積			公認会計士·税理士である。また独立役員に指定しております。	公認会計士、税理士としての専門的見地から 助言及び監視を行えると考えております。
山本 泰造			中小企業診断士・経営コンサルタントである。また独立役員に指定しております。	中小企業診断士、経営コンサルタントとしての 専門的見地から助言及び監視を行えると考え ております。

【監查等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締 役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

現在当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人等は置いておりませんが、監査等委員会から要望があった場合には、内部監査規程に基づき人員を配置することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員は、会計監査人が行う監査に立会う等、適宜情報交換と意見交換を実施し、会計監査人の監査の方法及び結果について、逐次把握するように努めております。

監査等委員は、内部監査室と監査方針、監査スケジュール、監査結果等につき情報交換と意見交換を実施し、内部監査室の監査方法及び結果について把握する等連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現時点では、実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

なし

【社外取締役のサポート体制】

必要に応じて情報伝達や説明を行っております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

監査等委員会を設置することで、取締役会の監督機能の強化を図り、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させるものであります。 また会社の機関としては、会社法に規定する株主総会、取締役会、監査等委員会および会計監査人を設置しております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

取締役会は9名(うち監査等委員である取締役3名)で構成され、毎月1回の定例取締役会と必要に応じて臨時の取締役会を開催し、経営上の意思決定を行っております。監査等委員である取締役は、取締役会その他の重要な会議に出席して取締役の職務執行について厳正な監視を行っております。また、監査等委員会を開催することにより、監査等委員である取締役間の情報共有及び意思疎通を図るほか、会計監査人より監査実施結果等に関し適宜説明を受けております。

また、税務関係におきましては、外部の顧問税理士と契約するとともに、法的諸問題については顧問弁護士と契約しており、必要に応じて当社の諸問題について対応しております。

従いまして、現在の体制が健全で透明性が高く、経営環境の変化に迅速かつ的確に対処できる経営体制であると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	平成25年9月の株主総会より、従来の委任状方式から議決権行使書方法に変更しております。

2.IRに関する活動状況

		補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無				
	IR資料のホームページ掲載	http://www.santo.co.jp/ir.htmにおいて、有価証券報告書、四半期報告書、決 算短信、その他の適時開示資料を掲載しております。					
	IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する担当者は、総務部に設置しております。					

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR活動の一環として滋賀県栗東市の金勝山に山桜の苗木を植樹した場所の草刈作業を 社員で行いました。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況。更新

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

(1)内部統制システムに関する基本的な考え方

会社第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づき、下記10項目について内部統制システム構築の基本方針として構築しております。

- 1.取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- 2.取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- 3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 5.当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 6.監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- 7.前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項並びに当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 8.取締役および従業員が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制並びにその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 9.監査等委員の職務執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る 方針に関する事項
- 10.その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(2)その整備状況

1.内部統制システムの運用の状況等

当社は、定例の取締役会を12回と臨時の取締役会を1回開催し、経営上の意思決定を行いました。監査等委員は、取締役会その他重要な会議に出席して取締役の職務執行について厳正な監査を行いました。また、監査等委員会を15回開催し、監査等委員間の情報共有および意思疎通を図るほか、会計監査人より監査実施結果等に関し適宜説明を受けました。

2.内部監査の状況

内部監査体制につきましては、社長直轄の内部監査室が、当社の財産および業務運営の状況について適正性と効率性の観点から毎月監査を実施するとともに、当社の財務報告に係る内部統制システムの有効性について検証および評価を行いました。

3.監査等委員会と内部監査部門との連携状況

監査等委員会と内部監査室とは、内部監査実施報告および意見交換等は、毎月定例会議を開催して行っております。監査等委員会は、内部監査室と監査方針、監査スケジュール、監査結果等につき情報交換と意見交換を実施し、内部監査室の監査方法および結果について把握する等連携を図りました。

4.内部統制委員会の開催状況

内部統制委員会は、取締役により構成され、その中から取締役管理本部長を内部統制委員長として決定し、内部監査の進捗状況や実施状況の結果についての報告を行うために随時実施しております。

5.リスク管理体制の運用の状況

当社は、取締役会の他、個別経営課題の協議の場として取締役により構成する幹部会議を適時開催しリスクの予防・管理を図りました。また、各部門会議を月1回開催し、その会議に担当取締役も出席し、リスクの予防・管理について伝達し周知・徹底いたしました。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

(1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、反社会的勢力による被害を防止するための基本方針として

- 1.組織として対応
- 2.外部専門機関との連携
- 3.取引を含めた一切の関係遮断
- 4. 有事における民事と刑事の法的対応
- 5. 裏取引や資金提供の禁止
- の5原則を掲げて全社を挙げて守ります。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

滋賀県企業防衛対策協議会(本会は、会員企業と(財)滋賀県暴力団追放推進センター及び警察との相互理解と協力により、企業に対する 反社会的勢力からのあらゆる暴力を予防し、かつ排除することを目的にしています。)に入会し、情報交換・研修会等に参加し連携を図っておりま す。また役員及び社員行動規範の中でも規程しており全社員一団となって日々遵守して行動しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1)会社情報の適時開示に係る姿勢

当社の会社情報の適時開示に係る基本姿勢は、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行うことであります。

(2)会社情報の適時開示に係る社内体制

当社の情報は、管理本部担当役員が一元的に把握・管理しております。開示の意思決定は、毎月行われる取締役会や毎週行われる取締役ミーティングで行われております。また必要に応じ、公認会計士、弁護士等の専門家から助言を得ております。

会社情報の開示にあたっては、管理本部担当役員から開示担当部署の総務部に対して指示をし、その指示に基づいて情報開示を実施しております。

